

第1回石川県食文化推進本部会議

日時 4月28日(金) 16時00分～

場所 県庁1110会議室(オンライン併用)

次 第

- 1 開 会
- 2 本部長挨拶
- 3 文化庁の動向説明
- 4 本会議の概要説明
- 5 各本部員からの関係施策説明
- 6 金沢市からの説明
- 7 意見交換
- 8 閉 会

(配付資料)

- 資料1 石川県食文化推進本部設置要綱
- 資料2 石川県食文化推進本部名簿
- 資料3 文化庁説明資料
- 資料4 石川県の食文化に関する施策
- 資料5 各部局の関係施策資料
- 資料6 金沢市説明資料

石川県食文化推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 石川県の食文化の推進に係る施策について、国の関係機関及び庁内関係部局間の連携を強化し、市町と連携して総合的かつ戦略的に進めるため、石川県食文化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の食文化の推進に関する総合的な施策の企画・立案に関すること。
- (2) 国の関係機関及び庁内関係部局間の連携に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、本部長代理及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、徳田副知事とする。
- 3 本部長代理は、商工労働部長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務部長、企画振興部長、県民文化スポーツ部長、観光戦略推進部長、農林水産部長、教育長をもって充てる。

(会議の招集)

第4条 本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者にオブザーバーとして会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 食文化の推進に関する施策を検討するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は、商工労働部産業政策課及び商工労働部企画調整室において処理する。

(そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

石川県食文化推進本部 名簿

	役 職	氏 名
本部長	副知事	徳 田 博
本部長代理	商工労働部長	内 田 滋 一
本部員	総務部長	澁 谷 弘 一
	企画振興部長	光 永 祐 子
	県民文化スポーツ部長	酒 井 雅 洋
	観光戦略推進部長	竹 内 政 則
	農林水産部長	竹 沢 淳 一
	教育長	北 野 喜 樹

オブザーバー出席者

文化庁 食文化推進本部事務局長 高 田 行 紀

市町	金沢市	経済局長	鳥 倉 俊 雄	
	七尾市	産業部長	松 崎 健	
	小松市	経済環境部長	山 崎 由 裕	
	輪島市	産業部長	永 井 一 成	
	珠洲市	芸術文化室長	濱 野 良 夫、	観光交流課長 田 中 薫
	加賀市	産業振興部長	永 田 祥 二	
	羽咋市	産業建設部長	前 田 剛 克	
	かほく市	地域政策部長	千 田 聡	
	白山市	観光課長	西 村 一 美	
	能美市	産業交流部長	谷 田 直 樹	
	野々市市	地域政策部長	浅 野 昇	
	川北町	産業経済課長	中 田 利 明	
	津幡町	産業建設部長	本 多 延 吉	
	内灘町	都市整備部長	宮 本 義 治	
	志賀町	商工観光課長	福 田 秀 勝	
	宝達志水町	商工観光課長	守 田 幸 浩	
	中能登町	企画課長	岩 田 正	
	穴水町	観光交流課長	中 瀬 寿 人	
	能登町	教育長	眞 智 富 子	

※一部代理出席有

食文化推進本部設置要項

令和5年3月27日
文化庁長官決定

1. 文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における食文化施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、「食文化推進本部」を京都に設置する。
2. 食文化推進本部にそれぞれ次の者を置く。
本部長
本部長代理
副本部長
本部員
3. (1) 本部長は、文化庁長官をもって充て、食文化推進本部を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(2) 本部長代理は、文化庁長官が指名する文化庁次長をもって充て、本部長の職務を助ける。
(3) 副本部長は、文化財鑑査官及び文化庁長官が指名する審議官をもって充て、本部長及び本部長代理の職務を助ける。
(4) 本部員は、文化庁長官が指名する関係のある他の職を占める者をもって充てる。
(5) その他、必要に応じ文化庁職員の協力を求めること、関係府省庁の職員をオブザーバーとすることができる。
4. (1) 本部に関する事務を処理するため、食文化推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。
(2) 事務局に事務局長、事務局員を置く。
(3) 事務局長は、参事官（生活文化創造担当）をもって充て、事務局を総括する。
(4) 事務局員は、参事官（生活文化創造担当）付の職員をもって充てる。

食文化推進本部員

本部長	文化庁長官
本部長代理	文化庁次長
副本部長	文化財鑑査官
	審議官
	文化戦略官
本部員	政策課長
	企画調整課長
	文化経済・国際課長
	文化資源活用課長
	文化財第一課長
	文化財第二課長
	参事官（生活文化創造担当）
	参事官（生活文化連携担当）
	参事官（文化拠点担当）
事務局長	参事官（生活文化創造担当）
事務局員	参事官（生活文化創造担当）付
オブザーバー	農林水産省外食・食文化課長
	近畿農政局経営・事業支援部長

文化庁移転協議会(第13回)

日時：令和5年3月8日(水)
14:00～14:30
場所：文部科学省東館3階講堂

議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について
- (2) その他

3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 : 文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について(案)
- 参考資料1: 令和5年3月27日以降の文化庁の主な体制(イメージ)
- 参考資料2: 文化庁京都移転に関する主な経緯等
- 参考資料3: 2025年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について【関連部分抜粋】
- 参考資料4: 文化庁移転協議会の設置について(平成28年4月26日関係省等申合せ)

文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について（案）

令和5年3月8日

文化庁移転協議会

1. 移転に向けた準備状況

文化庁の京都移転については、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において政府の方針として決定された後、文化庁移転協議会において、具体的な移転の時期や場所、体制等について確認しながら準備を進めてきたところである。

このうち、移転の時期については、2018（平成30）年から設計・建設が進められた庁舎整備の工期延伸の影響を受けたものの、令和4年度中の本格移転へ向けて準備を進めた結果、京都の新庁舎において、2023（令和5）年3月27日から文化庁長官をはじめとする一部職員が、残る職員が大型連休明けの5月15日から、それぞれ業務を開始することとなった。

現在、昨年12月28日に庁舎が竣工し、本年1月4日から、文化庁において庁内ネットワークの構築や机・棚その他機材等の搬入・設置といった執務環境の整備を進めており、前述の予定どおり業務開始ができる状況が整いつつある。

2. 移転決定後の文化行政や社会状況等の変化

平成28年の政府決定以降、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化庁において様々な施策に取り組むとともに、その推進にあたって配慮しなければならない社会状況等の変化も新たに生じている。

例えば、平成30年の文化財保護法改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図るとともに、令和3年にも同法を改正し、無形文化財の登録制度を創設したところである。また、2019（平成31・令和元）年には、フランスのノートルダム大聖堂や首里城が火災により大規模な被害を受けたことから、これを機に政府をあげて、文化財を火災等から守るための対策の強化が図られている。そして、令和3年12月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための5か年計画、いわゆる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に取り組んでいるところである。

さらに、2025年国際博覧会の開催がいよいよ迫ってきている。平成30年に開催国が日

本に決定され、その後、令和2年の閣議決定に基づき、大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なるの創出に取り組むことや、大阪・関西万博の成功に向けて政府と大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界等が一体となって取り組むこととされている。文化庁としても、内閣総理大臣を議長とし関係府省庁で進める「日本博2.0」を実施し、我が国の文化芸術や日本の美と心を国内外へ発信するとともに、食文化をはじめとする生活文化や文化観光などの振興を強く進めていくことが求められている。

一方、令和4年夏以降、旧統一教会を巡る課題が社会的に大きく取り上げられ、国会における審議が行われるなど、文化庁として関係府省庁とともに喫緊に取り組まなければならない問題も新たに生じており、その解決に向けて迅速かつ的確に対応することが求められている。

3. 移転に向けた更なる対応

これまでの政府や文化庁移転協議会での決定内容に基づき、予定どおり対象となっている組織を移転し、この春をもって文化庁の京都移転を完了させる。なお、これに加えて上記2.の最近の状況等を踏まえ、当面する課題に支障なく対応できるよう、その移転完了後、下記の対応を講じることとする。

(1) 文化庁の更なる機能強化等について

京都移転を契機として、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能を更に強化するために長官の補佐体制を整えるとともに、多くの関係課が関わる「食文化」及び「文化観光」行政については、その企画立案機能を強化するため、従前の「地域文化創生本部」を発展的に見直し、長官をトップとした関係課長・参事官からなる「食文化推進本部（仮称）」及び「文化観光推進本部（仮称）」を京都に設置する。

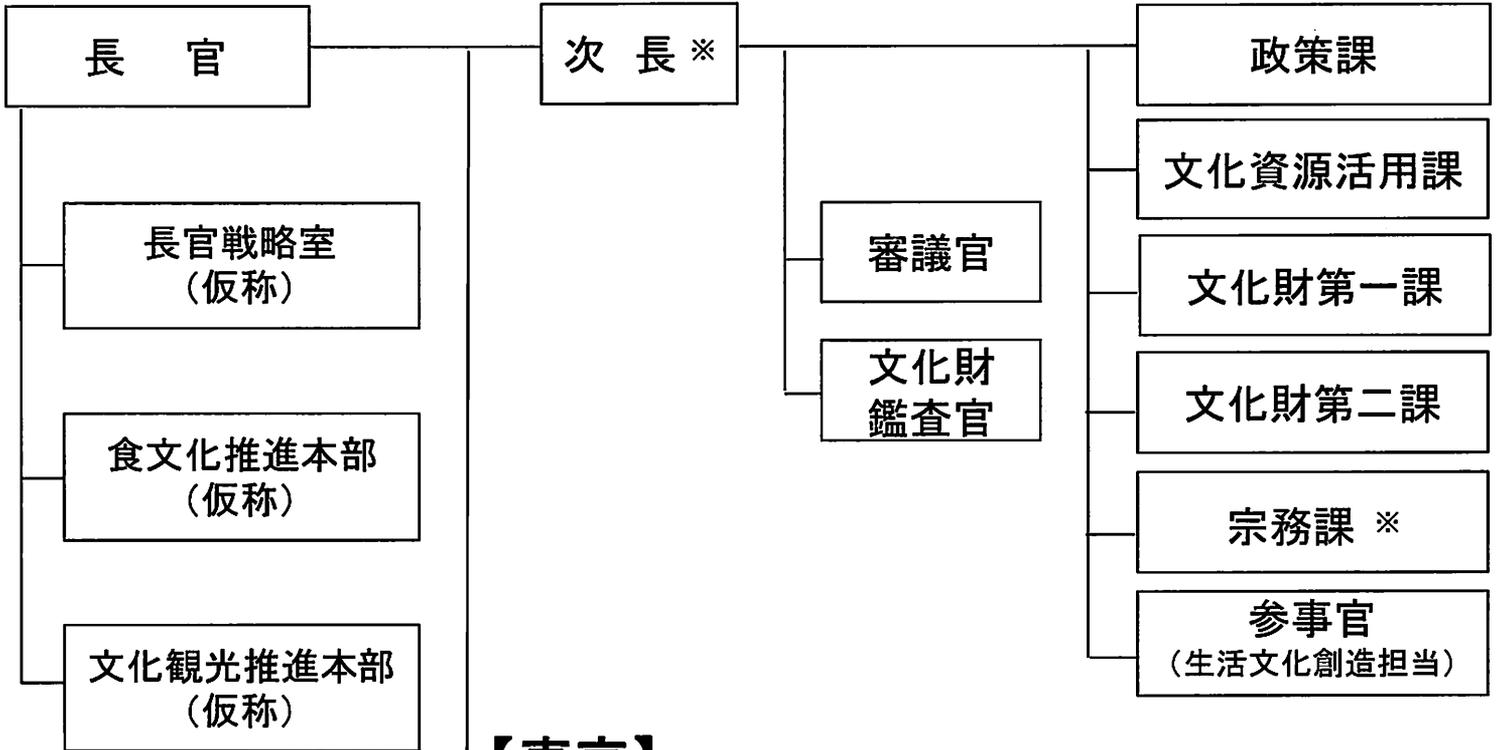
なお、こうした機能強化にあわせて、これまでの参事官の担当名称を整理し変更することとする。

(2) 宗務課等に関する経過措置について

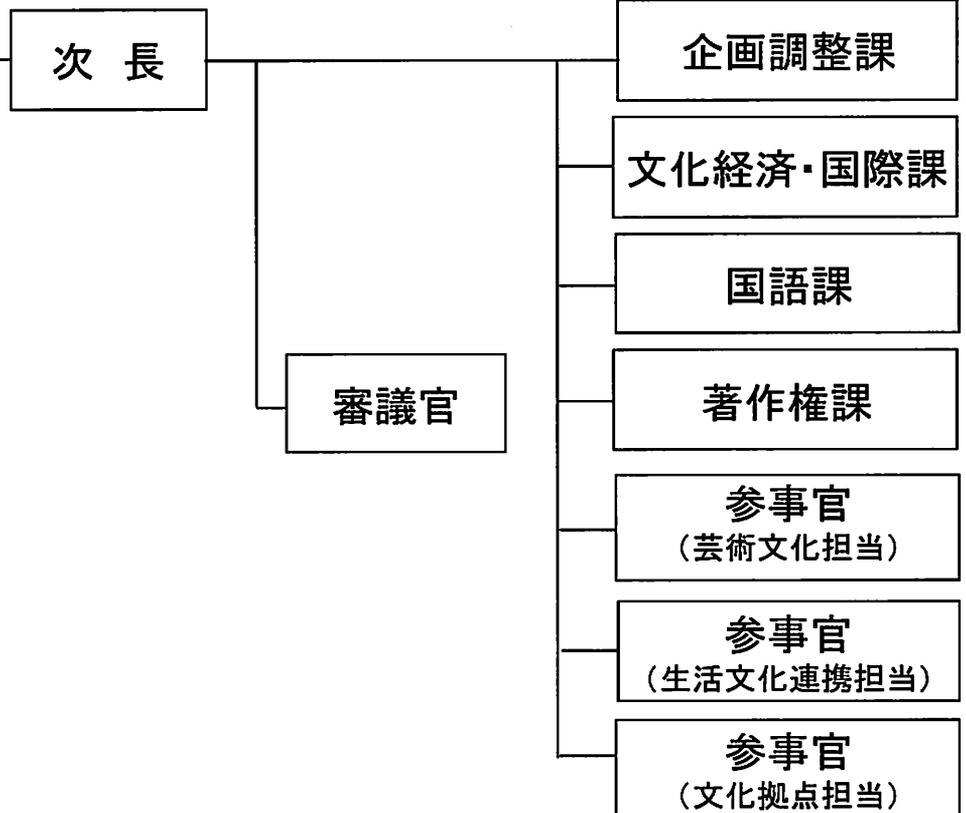
宗務課等は京都移転の対象とされてきたところであるが、現在、旧統一教会を巡る課題への対応等に取り組んでいる職員については、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間、東京で勤務を行うこととする。

令和5年3月27日以降の文化庁の主な体制(イメージ)

【京都】



【東京】



※ 業務に一定の区切りがつくまでの間、東京において勤務する予定

文化庁京都移転に関する主な経緯等

- 平成 26 年 12 月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（閣議決定）
- 平成 27 年 3 月 道府県に対し「政府関係機関の地方移転」の提案公募が行われ、京都府から文化庁の移転の提案を提出
- 平成 28 年 3 月 **文化庁の京都移転が決定**
- 平成 29 年 4 月 **文化庁地域文化創生本部を京都に設置【先行移転】**
- 平成 29 年 7 月 **文化庁の京都移転の規模・移転先を決定**
- 平成 30 年 10 月 **京都移転を想定して、文化庁の組織を再編
（部制の廃止など）**
- 令和元年・2 年 **京都移転シミュレーションを実施**
- 令和 4 年 12 月 **京都府における文化庁の新庁舎整備工事の竣工**

令和 5 年 3 月 27 日から、京都で新・文化庁の業務を開始し、
5 月 15 日から、本格的な稼働を目指す。

[参 考] 関係文書の抜粋

○平成 28 年 3 月 政府関係機関移転基本方針

(まち・ひと・しごと創生本部決定)

外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。

このため、抜本的な組織見直し、・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。

○平成 29 年 7 月 新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて

(文化庁移転協議会)

- ・ 文化庁・本庁を京都に置く。
- ・ 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ・ 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

具体的には、文化政策の新たな展開を目指し、(a)長官直属の企画・発信、(b)国内外への日本文化の戦略的発信、(c)大学との連携を生かした文化政策調査研究、(d)科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造、(e)食文化等の生活文化振興、(f)文化による地方創生、(g)文化財、(h)宗務等に関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁で行うこととし、その職員数（定員及び定員外職員の数）は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする。

2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について【関連部分抜粋】

令和2年12月21日

閣議決定

II. 基本的な考え方

政府は、以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組む。

(8) 大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なりへの創出

大阪・関西万博は、日本が「文化芸術立国」や「観光立国」、「農林水産物・食品輸出国」としての魅力を世界に発信していく上で極めて重要な機会である。

日本の「和」の精神は、協調や調和を重んじ、多様な価値観を重ね合わせることで、新たな価値を生み出してきた。異なる価値観の融合は、持続可能な社会の実現に不可欠であり、大阪・関西万博の機会を、日本の文化や伝統の魅力を育み、発信し、継承するとともに国内外の多様な文化や価値観が交流しあい重なりあう、文化創造の場とする。また、日本には、伝統的な芸術や最先端技術を用いた各種アート・デザイン、ファッション、ポップカルチャー、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統工芸品、和装や花、日本建築など、多岐にわたる文化が存在する。こうした多様な文化・歴史・伝統について、分野内、分野間の連携を図りながら、オンライン発信などのICT等の活用や、参加国と地方都市との連携などを通じて、世界に向けて積極的に発信する。

(11) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進

大阪・関西万博の成功のためには、政府、博覧会協会、大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界、学界等が一体となって取り組むことが不可欠である。博覧会協会が、大阪・関西万博の実施主体として準備・運営及び実行に責任を持ち、会場へのアクセスに必要なインフラについては、関係する地方公共団体等が関係機関と連携して整備していく。政府は、博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行し、博覧会協会、大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした関係する地方公共団体、経済界、学界等と密接な連携を図り、また、科学技術・イノベーション、宇宙、海洋、健康・医療、クールジャパンなどの分野も含め、オールジャパンでの取組を推進するため必要な措置を講ずる。

文化庁移転協議会の設置について

平成 28 年 4 月 26 日
関係省等申合せ
平成 28 年 8 月 25 日一部改正
平成 29 年 10 月 1 日一部改正
令和元年 9 月 27 日一部改正
令和 4 年 1 月 1 日一部改正

1. 趣旨

政府関係機関移転基本方針（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、文化庁の京都移転に向けて、文化庁の抜本的な組織見直し、東京における事務体制の構築、移転時期・移転費用及び移転後の経常的経費への対応等を検討するため、文化庁移転協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成

協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

座長	文部科学事務次官 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
座長代理	文化庁次長 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長
構成員	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 京都府副知事 京都市副市長
オブザーバー	内閣官房内閣人事局人事政策統括官（行政組織担当） 財務省主計局次長 財務省理財局次長

3. 幹事会

協議会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で座長の指名する官職にある者とする。

4. 庶務

協議会の庶務は、内閣官房の協力を得て、文部科学省において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
殿

文 化 庁 長 官
都 倉 俊 一

地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について

文化庁では、平成 30 年度に京都移転に向けた文化庁の組織再編を行った後、更に政府全体として取り組むべき新たな政策課題として、食文化の振興や文化観光の推進を行うため、令和 2 年度から、食文化及び文化観光行政を担当する参事官を新設するなどの機能強化を図りながら、その取組を進めてきました。

本年 3 月 27 日からは、京都における新しい文化庁の業務を開始するにあたり、文化庁長官の下に新たに「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」を設置したところ です。

両推進本部は、2025 年の大阪・関西万博も見据え、庁内の多くの関係部署が関わる「食文化」及び「文化観光」施策について、関係部署相互の緊密な連携を図り、農林水産省や観光庁等の協力も得ながら総合的かつ効果的に推進するものです。

今後、両推進本部では、「食文化」及び「文化観光」に係る施策の全国展開を図ることをメインテーマとして、現行施策の確認・共有を図り、2025 年の大阪・関西万博をターゲットにした取組の検討をはじめ、全国各地において、食文化や文化観光の推進を通じた地方創生に取り組むとともに、地方公共団体等との更なる連携方策についても検討することとしております。

既に、こうした取組を参考にして同様の組織を設置する地方公共団体があるなど、地域における検討や取組が進みつつあることを踏まえ、各地方公共団体において、食文化や文化観光の一層の振興に向けて、関係部局横断で施策を推進する体制を整えたり、地域の特徴を活かした特色ある取組を行ったりする場合には、文化庁としても連携しながら関係施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、下記の担当に情報提供くださるようお願いいたします。

(別添)

- ・食文化推進本部設置要項 (令和 5 年 3 月 27 日文化庁長官決定)
- ・文化観光推進本部設置要項 (令和 5 年 3 月 27 日文化庁長官決定)
- ・文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について (令和 5 年 3 月 8 日文化庁移転協議会)

- ・ 2025 年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について【関係部分抜粋】（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）

（参考）

- ・ 石川県が文化観光推進本部と食文化推進本部を設置する旨を発表（令和 5 年 4 月 14 日）
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r5_4_14/1/1.html
- ・ 滋賀県が文化庁京都移転を契機として、新たに「国・県文化連携担当」を設置（令和 5 年 4 月 18 日）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/331292.html>

【連絡先】

<食文化推進本部に関する事>

文化庁食文化推進本部事務局

（参事官（生活文化創造担当）付企画調整係）

TEL : 075-451-9568

E-mail : souzou@mext.go.jp

<文化観光推進本部に関する事>

文化庁文化観光推進本部事務局

（文化庁文化資源活用課企画係）

TEL : 075-451-9682

E-mail : shigen@mext.go.jp

- 石川県には、豊かな「**食材**」、発酵食品などの「**食品加工技術**」、伝統工芸品などの「**器**」といった独自の食文化が育まれており、これらの**一体的な発信が付加価値の最大化**につながる。
- これまでも**全国で唯一文化振興条例上に「食文化」を定義**し、その継承及び発展を図るため、食文化に親しむ環境づくりや**交流・発信、食文化を支える仕組みづくりなど、各部局が連携しつつ必要な施策を講じてきた**ところ。

いしかわ文化振興条例第10条 県は、豊かな自然に育まれた食材、地酒、味噌及び醤油等の発酵食品、これらの調理法、器としての伝統工芸品など、歴史と伝統に裏付けられた食文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

- **今般、文化庁に食文化推進本部が設置されたことに呼応し、県においても食文化推進本部を設置することで、国からの情報や予算、政策課題を共有し、市町と連携して効果的な施策を展開。**

企画振興部

地方創生、北陸新幹線県内
全線開業など

県民文化スポーツ部

文化振興基金の活用など

商工労働部

トータルとしての食文化の
振興と魅力発信など



観光戦略推進部

食文化を活かした誘客戦略
など

農林水産部

県産ブランド農林水産物の
魅力発信など

教育委員会

食育やふるさと教育など

① 多様な拠点による情報発信

国内外のアンテナショップや生活工芸ミュージアムなどの拠点を活用し、食品や器としての伝統工芸品など、石川の食文化の魅力を発信



首都圏アンテナショップ
「いしかわ百万石物語江戸本店」



生活工芸ミュージアムでの企画展
食と器の文化を紹介



香港・シンガポールのアンテナショップ



② 展示商談会を通じた事業者へのPR

国内外の食に関する展示商談会に出展し、発酵食品、地酒などを一堂に展示することで、石川の食の多様性をバイヤーなどに向け発信



「食品王国いしかわ百万石マルシェ」
県内1次生産者、食品企業が自社の
商品をバイヤーに提案



ロンドンでの石川の地酒の商談会

(商工労働部) 第 1 回 食文化推進本部会議資料

③ 食文化提案会

各国シェフやマスコミ、インフルエンサーなどを対象に豊かな「食材」、発酵食品などの「食品加工技術」、伝統工芸品などの「器」を用いて、優れた料理人が芸術的にコーディネートして提供



フランス リッツ・パリでの食文化提案会

④ 海外展開に向けた食文化の磨き上げ

海外の一流シェフを石川に招き、県産食材や器を用いたメニューを石川の料理人・工芸家と共同開発し、各国のメディアに向け発信



「Cook It Raw Ishikawa」

(企画振興部) 第1回食文化推進本部会議資料

民間団体の「先導的プロジェクト」への支援

2024年春の北陸新幹線県内全線開業効果を最大限に引き出し、県内全域に波及させるため、食文化など地域資源の磨き上げ・発信に取り組む民間団体の「先導的プロジェクト」を支援

主な取り組み

伝統文化や地域の食の魅力を活かした 海外誘客の拡大

＜観光誘客プロジェクト実行委員会＞(小松市)

事業概要

小松が誇る文化を活用し、外国人を対象とした歌舞伎や懐石料理、茶文化などを組み込んだ歴史・文化を体験できる旅行商品を造成



海外旅行会社を招致したファミツアー

酒蔵集積地である奥能登地域の 地酒を活用した交流人口の拡大

＜奥能登の酒プロジェクト実行委員会＞(能登町)

事業概要

奥能登の酒蔵等15社と奥能登2市2町が連携し、多彩な地酒の魅力発信を継続して行い、現地で酒蔵、ワイナリー等を巡る仕掛けを強化



酒蔵等を巡るモニターツアー

P Rポスター

(企画振興部) 第1回食文化推進本部会議資料

G7富山・金沢教育大臣会合 歓迎夕食会 (令和5年5月14日(日))

旬の食材を活かした石川らしい料理を、伝統的工芸品の食器に盛り付けて提供するほか、伝統芸能の披露により、各国・関係機関の代表をおもてなし

■ 食材 (例)



能登牛



加賀太きゅうり



能登とり貝



甘えび

■ 食器 (例)



たけのこ



日本酒 (百万石乃白等)



輪島塗



九谷焼

(県民文化スポーツ部) 第1回食文化推進本部会議資料

ミュージアムツーリズム

兼六園周辺文化の森が有する豊富な文化資源を活用した体験型コンテンツを旅行会社とともに造成 (R4~)

〈今年度事業〉よりストーリーを意識したツアーや細部にこだわったツアーを求める声を踏まえて展開

例: 「工芸王国・石川」を堪能するツアーの中で、**老舗料亭での加賀料理など、本県ならではの食文化体験を提供**

コース例: 「工芸王国・石川」をディープに堪能する金沢旅



VRシアターと学芸員の解説で国宝を深く知る【県立美術館】



修復現場の解説付き見学【文化財保存修復工房】



市内老舗料亭での加賀料理



伝統工芸制作体験【生活工芸ミュージアム等】

いしかわ百万石文化祭2023を通じた全国への発信

- ・金沢城・兼六園大茶会2023 (11/3~5)

茶会の開催に加え、工芸作家の新作茶道具を展示

- ・サケマルシエ2023 (10/7 (※開会1週間前) ~11月上旬)

石川の地酒を楽しむイベントや食談義、酒蔵めぐりツアー など



(提供: 北國新聞社)

(県民文化スポーツ部) 第1回食文化推進本部会議資料

【文化振興基金事業】食文化の振興に関わる取り組みへの支援

全国最大120億円の基金運用益を活用して、8千万円の公募枠を設定し、文化団体等の自主的な活動を支援
(これまでの支援事例)

- ・発酵食品や地元食材、器としての伝統工芸品などについて学ぶ食文化教室の実施
- ・能登杜氏など本県の誇る酒文化を体験するツアーの実施
- ・工芸作家やプロの料理人を招いた食談義 など



プロの料理人による料理実習

本県の魅力ある食や食文化を活用した誘客促進

魅力づくり

- ① 本県の強みである「文化観光」を強力に推進するため、「いしかわ文化観光推進ファンド」を創設し、高付加価値な文化観光コンテンツを創出
- ② 「いしかわ旅行商品プロモーション会議」を通じた旅行商品の造成支援



いしかわ旅行商品
プロモーション会議

情報発信と誘客キャンペーン

- ① 県観光ホームページ「ほっと石川旅ねっと」やSNS等を活用したPR
- ② 首都圏のマスメディア向けに旬の食材や食文化の魅力をPR
- ③ 「ツーリズムEXPOジャパン」などの大規模イベントや大型百貨店等で開催する観光物産展等でのPR
- ④ JRや大手旅行会社等と連携した全国的な誘客キャンペーンの実施



マスメディア向け
北陸観光PR会議

(農林水産部) 第1回食文化推進本部会議資料

多様な農林水産物や特産品が育まれた背景・特徴

○本県は日本列島の真ん中に位置し、りんごの南限、たけのこ産地の北限といわれ、米をはじめ多種多様な農産物が栽培

○三方を海に囲まれ、暖流と寒流が交わる海域のため、魚種の豊富さは全国トップクラス

○古くから大陸との交易の要衝であり、江戸時代には北前船により、様々な食材や加工技術が伝来



加賀野菜



能登野菜



いしり・いしる



揚げ浜式製塩法による塩



○伝統的な食材に加え、優れた特長を有する農林水産物「**百万石の極み**」を新たに認定(20品目)し、戦略的に販売



百万石の極み



ルビーロマン



能登牛



能登とり貝



加賀しずく



加賀丸いも



加賀れんこん



五郎島金時



源助だいこん



加能ガニ



輪島海女採りあわび



ひやくまん穀



百万石乃白



エアリーフローラ



のとてまり



能登志賀こほり柿



高松紋平柿



能登大納言小豆



加賀太きゅうり



香箱ガニ



輪島海女採りさざえ

(農林水産部) 第1回食文化推進本部会議資料

日々の生活に育まれた食文化

○生業と深く結びついた祭礼や暮らしに根づいた風習の中で、四季折々の山海の食材をふんだんに使った郷土料理が育まれているなど、日々の暮らしそのものが文化

⇒ 生活文化



【押しずし】

- ・祭りや祝いごとのハレの日に振る舞われる
- ・春はタイ、秋はサバなど、季節の魚を使用



【報恩講料理】

- ・親鸞聖人の命日に遺徳をしのぶ法要で振る舞われる
- ・野菜の煮物や和え物などの精進料理を塗りの御膳で供する

出典：日本の食生活全集① 聞き書 石川の食事
(一社) 農山漁村文化協会

○高温多湿の夏でも腐敗させずに食品を保存する術として、さらには、長い冬を越すための生活の知恵として、独自の発酵技術が発達



日本酒



いしり・いしる



味噌・醤油



ふぐの卵巣のめか漬け

農林水産部の取組

- 量は多くないものの、他にはない特徴を有する農林水産物や特産品が多数存在
 - 食文化の一翼を担う豊かな農林水産物の魅力を発信し、更なるブランド化を推進
- ＜令和5年度の取組＞

百万石の極みフェア、いしかわ百万石マルシェ、首都圏でのPRイベントの開催など

(教育委員会) 第 1 回 食文化推進本部会議資料

食文化推進に向けた国の動向

- ・ H 2 5 年 ユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録
- ・ H 2 9 年 文化芸術基本法を改正し、食文化の振興を図ることを明記
- ・ R 3 年 登録無形文化財、登録無形民俗文化財制度を創設

県内食文化に関する文化財

○ 能登の揚浜式製塩の技術 【重要無形民俗文化財】 (H20.3.13指定)

海面より高い場所に、粘土を用いて人工の基盤を築いた塗浜と呼ばれる塩田で行われ、海水を塩田に均一に撒く「潮撒き」など熟練した技術を伝えており、揚浜式製塩の技術の稀少な伝承例となっている。



○ 能登のいしる・いしり製造技術 【登録無形民俗文化財】 (R5.3.22登録)

我が国における代表的な魚醤の一つであり、素材自体がもつ天然の発酵力を活かした製造技術には、地域的な特色が顕著に見られ、発酵調味料の製造技術の変遷や地域差を理解する上で注目される。



※ この他、「伝統的酒造り」、「菓銘をもつ生菓子(練切・こなし)」が登録無形文化財として登録
→R4年 政府が「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向け提案書を提出

(教育委員会) 第1回食文化推進本部会議資料

学校における食育

- ① 地場産物や郷土料理を取り入れた学校給食の実施
- ② 和食のマナーや食器（輪島塗・九谷焼等）について食に関する指導の実施



学校におけるふるさと教育

総合的な学習の時間で、**地元の郷土料理について調べ学習**を実施

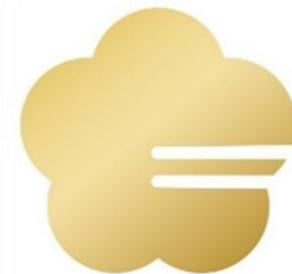
<例> 小木小学校での取組：郷土料理「でんでこでん」 ※能登の地元特産イカを使った料理



HPで発信

「金沢の食文化」の推進 ～五感に ごちそう かなざわ～

金 沢 市

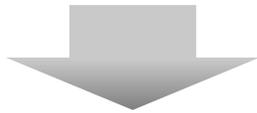


五感に
ごちそう
かなざわ

「金沢の食文化」の特性

- ・ 歴史的背景：前田家による文化振興施策に起因し、工芸や茶の湯が庇護され、多様な文化が成熟
- ・ 地の利：山海に囲まれたロケーションで新鮮な食材が容易に手に入る

フルセット（食材、調理法、食器、しつらえ、芸妓、料亭茶屋）で、高品質、かつ自前で調達できる。



「五感に ごちそう かなざわ」

平成25年度制定
(北陸新幹線開業)



五感に
ごちそう
かなざわ

見る。触れる。香る。聴く。味わう。そのすべてを「食べる」と考えるところに、金沢の食文化の豊かさがある。素材を活かしきる調理や加工の技術、器や空間、美しい作法やしつらえなど、藩政時代から培われた独自の食文化を発信している。

食文化が豊かなまち

フルセットで高品質



旬の加賀野菜や海の幸



料理人の技



本物の技の披露と体験



歴史に育まれた佇まい

金沢食文化条例の制定

「金沢の食文化の継承及び振興に関する条例」

2013年10月1日施行

目的 藩政時代から培われ、市民の食習慣として生活に深く溶け込み、特有の発展を続けてきた金沢の食文化を継承・振興する

市民・事業者・市の役割を明示



金沢の食文化を持続的に発展



推進体制

○金沢の食文化推進本部

部局間の事業連携のための**庁内横断組織**

本部長：副市長

本部員：経済局、文化スポーツ局、農林水産局、保健所、こども未来局、
教育委員会の所管局長

○金沢の食文化推進委員会

食文化に関する団体を代表する者で構成し、
金沢の食文化の継承及び振興について、**官民が連携**して取り組む組織

委員の構成：経済団体、料理、菓子、酒・調味料、加賀野菜、海産物、
しつらえ、もてなしの各種団体



金沢の食文化の魅力発信行動計画

本市の食文化を効果的・効率的に施策展開していくために策定
※現在は第3期（2021年度～2023年度）

食文化の魅力発信行動計画

I 市民啓発



本市の食文化の豊かさを発信する
食文化フェスタの開催



生産者と小学生との交流会



親子が金沢の食文化の
知識や技術を学ぶ
大学と連携した公開講座

加賀野菜・海の幸等の地元食材の消費回復・拡大の取組みや、家庭・学校における郷土料理等の食育推進などを通して、子供たちや若い世代を含め、広く市民に「食文化の魅力を再確認する機会を提供」する。

食文化の魅力発信行動計画

Ⅱ 国内外に向けた魅力発信



欧州旅行博への出展（スペイン）



海幸金沢ブランド
普及の促進



首都圏等ホテルでの加賀野菜等を使用した特別メニューの提供

プロモーションのオンライン化の更なる推進や、国内外からの観光客への体験型観光の促進、農水産物ブランドの普及のための広報活動の実施などを通して、「国内外への四季を通じた食文化の魅力発信の強化」を行う。

食文化の魅力発信行動計画

Ⅲ 技術・技能の向上



海外の料理人を招聘した技術交流



新たなメニュー開発
(G7プレート)



金沢・ニューヨーク料理人の
民間交流プログラムの実施

金沢未来のまち創造館において、料理人の技術のアーカイブ化や技術指導講座の開催、新たな調理方法やメニューの開発、食・工芸に付加価値を生み出す者の支援などを通して、「伝統の技の継承・向上と食の付加価値の創出」を図る。

食文化の魅力発信行動計画

IV 後継者の育成



次代を担う料理人の育成を目指す
全日本高校生WASHOKUグランプリ



小中学生が和食料理人の心と技術を
学ぶジュニアエリート養成事業



料亭・茶屋・芸妓文化の継承を支援

和食料理人をめざす高校生の発掘や、料亭等料理人の宿舎借り上げ支援、農業者の育成、伝統芸能継承者の育成・奨励、工芸・茶道・素囃子・農業の子ども塾開催などを通して、「未来の担い手の発掘・育成」に取り組む。

令和5年度の取り組み

- いしかわ百万石文化祭2023（秋）
- 北陸新幹線県内全線開通・敦賀延伸（明年3月）
- 金沢食文化条例制定から10年目

**「金沢の食文化」の魅力を磨き高め、
国内外に発信する絶好の機会**

この機会を捉えて

全日本高校生WASHOKUグランプリ（夏）

「未来を彩る食文化都市・金沢を語る」フォーラム（秋）

食文化フェスタ・KOGEIフェスタ！（秋）



など多彩な行事を展開